

青森県報

第四千二百五十八号

平成二十九年
二月六日
(月曜日)

告 示

青森県告示第六十九号

役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通企画課) ……
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成二十八年十一月九日及び同年十二月十三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十九年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課) …… 一
保安林の指定施業要件の変更……………	(林政課) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
道路の区域の決定……………	(道路課) …… 二
道路の区域の変更……………	(同) …… 三
廃川敷地等の公示……………	(河川砂防課) …… 四

公 益 社 会 会 社

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	ヌル中印子豚育成用・肉豚肥育用配合飼料 Gヌツシユ	28.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	ヌル中印子豚育成用配合飼料 サウススター	28.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	ヌル中印幼すう・ブローラー肥育前期用配合飼料 ヒナ銀行E	28.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチウ印ブローラー肥育前期用配合飼料 ニチウえつげ	28.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無

日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印肉用種鶏成鶏飼育用 配合飼料 ワロ種鶏M	28.12	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	兼
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印肉豚肥育用配合飼料 肉豚75 クラシブル	28.12	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	兼

青森県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
むつ市大字城ヶ沢字外近沢一の一、二、字内近沢一の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、

平成二十九年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
むつ市大字城ヶ沢字テロ木一の一、一、四、字早川向一四の二九、字堂野沢二の一、字袖越一〇の一、一〇の一五、一〇の一〇
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年三月五日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八戸環状線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
八戸市北インター工業団地六丁目一四から八戸市大字尻内町字下毛合清水一の二五まで	二六・九〇メートルから六五・二〇メートル	一、四三八・四〇メートル	

八戸市大字尻内町字北熊ノ沢三二の五四から八戸市大字尻内町字前谷地七の三まで	二四・八〇メートルから一〇五・七〇メートルまで	一、五〇三・三〇メートル	
---------------------------------------	-------------------------	--------------	--

青森県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年三月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間			変更の前後別			敷地の幅員	敷地の延長	備考	
			前	後	変更後	前	後	変更後				
1	国道	一〇四号	三戸郡三戸町大字斗内字株栗一一六から三戸郡三戸町大字斗内字上川原四〇の一まで	八戸市大字尻内町字下毛合清水九の一三から八戸市大字尻内町字杉子沢三八の一まで	三戸郡三戸町大字斗内字株栗一一六から三戸郡三戸町大字斗内字上川原四〇の一まで	前	後	変更後	四・六〇メートルから二・三〇メートルまで	五〇・一〇メートル		
2	県道	八戸環状線	八戸市大字尻内町字前谷地七七の三から八戸市大字尻内町字前谷地七五の一まで	前	後	変更後	前	後	変更後	四・二〇メートルから六・一〇メートルまで	五四・一〇メートル	
				前	後	変更後	前	後	変更後	前	後	変更後
3	県道	五所川原岩木線	弘前市大字折笠字法立堂一七の六から弘前市大字折笠字宮川八七の二まで	前	後	変更後	前	後	変更後	一・七三メートルから二・〇〇メートルまで	一〇〇・九七メートル	
				前	後	変更後	前	後	変更後	前	後	変更後

青森県告示第七十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 河川の名称
 - 二 二級河川新井田川水系新井田川
 - 三 廃川敷地等が生じた年月日
 - 一 平成二十九年二月六日
 - 四 廃川敷地等の位置
 - 一 八戸市大字是川字東前田三の一七、五の三、四七の一七
 - 二 廃川敷地等の種類及び数量
 - 一 原野 二九・四四平方メートル

公安委員会

青森県警察本部長告示第六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号、以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の二第一項第一号に規定する講習をいう。）業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項にお

いて準用する令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十九年二月六日

青森県警察本部長 大 塚 泰 博

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「道交法施行規則」という。）第三十八条の三前段に規定する者で、県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (一) 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (二) 令第六百六十七条の四第二項各号（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (三) 営業に関し許認可等を受けなければならない者
- (四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）
- (五) 次に掲げる者に該当する者
 - ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）
 - イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で

相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

工 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の予定金額に対応する等級（二十万円以上にあつてはA、百五十万円以上二十万円未満にあつてはA又はB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。）の格付にある者とする。

(一) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成二十九年二月六日から同月二十日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）
貸借対照表、損益計算書

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）等全
ての納税証明書

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表（様式第三号）

(九) その他必要書類（道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要するもの）

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知において指定する日から平成三十二年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式第四号）を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、青森県警察本部長に提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項に関するものである場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表（様式第三号）を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十二年二月に予定している同年四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種（複数業種記入禁止）

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

審査値	格付

フリガナ 商号又は 住所又は 所在地			代表者 氏名
主たる営業 の所在地	〒		電話番号 FAX番号
本申請の担 当者	部署名 J-カンパニ	担当者名	電話番号 FAX番号
希望する 業務 希望する 業務	役務の提供		

平均は 販売額	直前第2年度決算		直前第1年度決算		平均生産額 (①+②)/2	役務
	①	②	①	②		
自己資本額	資本金(元入金)					
職員数	総資産合計(次年度繰越純資本金額)		技術関係職員	事務関係職員	その他	計
経営比率	流動資産()	流動負債()	×100 =		%	
営業年数	創業日	現組織変更日	営業中断期間	通算年数		
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務		有・無	障害者数	有・無	人
ISO認証取得	法定雇用率達成		有・無	雇用障害者数		人
	ISO9001又はISO14001		有	無		

(注) 太枠の欄は記入しなさい。

(単位：千円)

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒	電話番号	
		FAX番号	
2	〒	電話番号	
		FAX番号	
3	〒	電話番号	
		FAX番号	
4	〒	電話番号	
		FAX番号	
5	〒	電話番号	
		FAX番号	
6	〒	電話番号	
		FAX番号	
7	〒	電話番号	
		FAX番号	
8	〒	電話番号	
		FAX番号	
9	〒	電話番号	
		FAX番号	
10	〒	電話番号	
		FAX番号	
11	〒	電話番号	
		FAX番号	
12	〒	電話番号	
		FAX番号	
13	〒	電話番号	
		FAX番号	
14	〒	電話番号	
		FAX番号	
15	〒	電話番号	
		FAX番号	

